

Q3

理解を深めよう もう一問!

「合理的配慮の提供」ってどういうこと？

障害者差別解消法には「合理的配慮の提供義務」があります

これは、「この障壁を取り除いてほしい、という要望に対具体的に以下のようなことが考えられます。

窓口で聴覚障がいのある人からの要望に応じて、手話や筆談で対応する。



申し出に応じて、資料をわかりやすい表現で説明する。

申し出に応じて、車いす利用者が手に届かないところにあるものをとるなどの対応をする。



休暇中

障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う。

合理的配慮の提供は、特別扱いと思われることもありますが、決してそうではありません。上の例で言えば、窓口対応ができることや資料を理解することができることなど、障がいのある人にも障がいのない人と同じことができるようにするために必要なことです。このようなことは、障がいのない人にとっては当たり前のようにできることであり、意識することはまずありません。しかし、障がいのある人にとってはこの社会の中にある様々な障壁によりできないことがたくさんあります。この合理的配慮の提供とともに、社会にある構造的な差別の問題にも目を向ける必要があります。

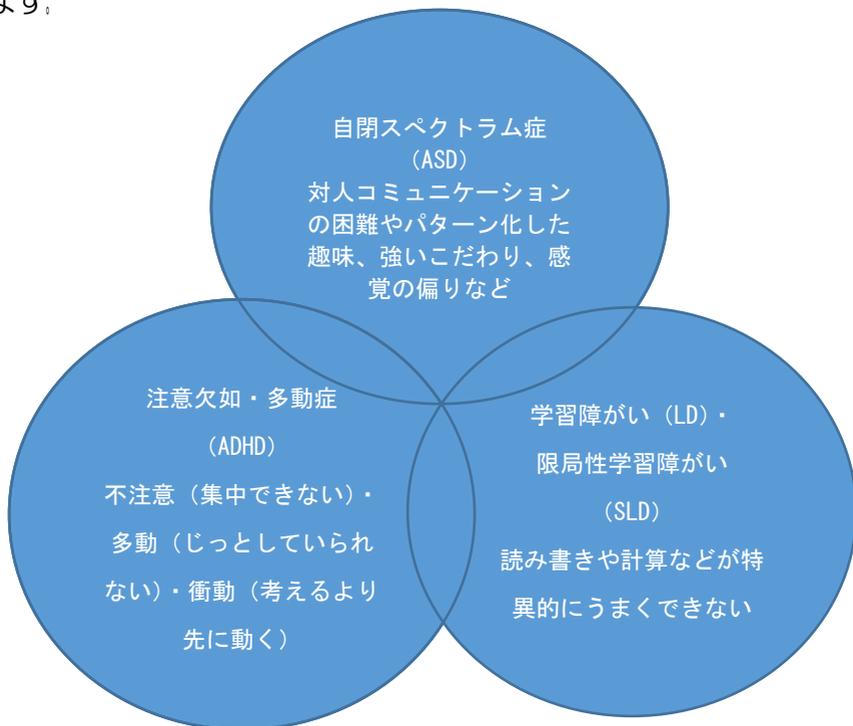


自分ができることを何でも当たり前だと思わずに、社会の中にある障壁を少しでもなくしていけるといいね。



障がいというと、身体的な障がいや精神的な障がい
が注目されがちだけど、発達障がいの人
に対する理解や配慮も必要になってくるね。

発達障がいには大きく分けて3つの傾向があります。明確に
3つに分かれるものではなく、複合的に特徴を併せ持つ方も
います。



★発達障がいがある人とどのように接したら良いかな。

- ◆ 苦手な特徴を克服させようとしな
- ◆ 頑張ればできる！と精神論で強制しない
- ◆ その方の発達障がいの特徴を把握する
- ◆ 周りの方たちが、本人の能力を発揮できる環境を整える



自身の自覚や周囲の理解があることで、本人の得
意なことを活かすことができるよね。障がいのあ
る人が暮らしやすい社会を実現していきたいね。